令和８年６月１日

組合員・利用者　各位

大阪北部農業協同組合

# 株式配当金領収証の店頭での取扱停止について

平素より大阪北部農業協同組合をご愛顧いただき、厚く御礼申しあげます。

さて、お客様が保有する株式の配当金のお受取り方法につきまして、今後、貯金規定を改正したうえで、**令和９年３月２９日（月）**を持ちまして、配当金領収証の持参による当組合店頭での受入を停止させていただく予定です。

これまで当組合に株式配当金領収証をご持参いただいておられましたお客様におかれましては、大変お手数をお掛けいたしますが、保有する株式の配当金を一括して銀行等の預貯金口座で受領する方法（登録配当金受領口座方式）、もしくは証券会社の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）へのご変更いただくか、郵便局または他金融機関へのご持参をお願い申しあげます。

変更のお手続きにかかる詳しい内容につきましては、お取引きのある証券会社へご相談をお願い申しあげます。

今後とも大阪北部農業協同組合との変わらぬお取引を賜わりますよう、よろしくお願い申しあげます。

本件に関する当組合の担当窓口

大阪北部農業協同組合

金融共済部　金融課

℡０７２－７２５－０７５２